

## 協力型臨床研修病院の新規指定について

### 背景

- 令和2年4月1日から一部改正された医療法及び医師法が施行となり、国から都道府県へ臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の設定権限の移譲等がなされた。
- 臨床研修病院の新規指定を受けようとする場合の手続き等は、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」等に規定されており、指定の際は、「地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。」とされている。
- 今般、「南魚沼市民病院」および「上越地域医療センター病院」から、それぞれの基幹型臨床研修病院を経由して協力型臨床研修病院の新規指定申請が県になされたことから、本協議会においてお諮りするもの。
  - ・ 南魚沼市民病院（基幹型臨床研修病院：県立十日町病院）
  - ・ 上越地域医療センター病院（基幹型臨床研修病院：上越総合病院）

#### 【医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令】

##### 4 臨床研修病院の指定の申請

##### (1) 基幹型臨床研修病院の指定の申請 (略)

##### (2) 協力型臨床研修病院の指定の申請

- ア 協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに当該病院に関する指定申請書を基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないこと。

### 協力型臨床研修病院の指定基準

新規指定に係る基準に基づいて審査を行う。

#### 【指定基準（例）】

- ア 医療法施行規則第19条第1項第1号に規定する員数の医師を有していること。  
イ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。  
ウ 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。 など

### 基準適合の確認方法

審査点検表に基づき、協力型臨床研修病院の指定基準に適合していることを申請書類で確認。

### 審査結果

- 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」に規定する指定基準に適合するか、県担当職員による書類審査を実施した。
- 「南魚沼市民病院」および「上越地域医療センター病院」は、医師法等で定める指定基準を満たし、医師臨床研修を実施できる環境が整備されていることを確認できたことから、新たに協力型臨床研修病院として指定をすることは適と評価する。
- 上記結果を踏まえ、協力型臨床研修病院の新規指定申請については承認してはいいかがか。

### 今後のスケジュール

- 令和7年2月下旬 県から各病院へ協力型臨床研修病院の新規指定通知  
令和8年4月以降 協力型臨床研修病院として研修医受入れ開始